

独立行政法人森林総合研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成22年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長	{	俸給月額を0.5%引き下げ。	}
理事	{	俸給月額を0.5%引き下げ。	}
監事	{	俸給月額を0.5%引き下げ。	}
監事(非常勤)	{	1日当たりの手当額を0.5%引き下げ。	}

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
理事長	16,838	10,999	4,166	1,320 (地域手当) 353 (通勤手当)			
A理事	15,556	10,052	3,818	1,247 (地域手当) 439 (通勤手当)			◇
B理事	15,143	10,052	3,807	1,206 (地域手当) 78 (通勤手当)			※
C理事	14,290	10,052	3,635	603 (地域手当) 0 (通勤手当)		3月31日	◇
D理事	16,693	10,999	4,166	1,320 (地域手当) 208 (通勤手当)		3月31日	
E理事	7,536	5,028	1,803	603 (地域手当) 102 (通勤手当)		9月30日	◇
F理事	7,742	5,024	2,004	603 (地域手当) 111 (通勤手当)	10月1日		◇
A監事	13,457	8,684	3,289	1,042 (地域手当) 442 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	1,824	1,745	0	79 (通勤手当)	4月1日		※

注1: 「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2: 「前職」欄の「*」は、退職公務員(常勤の国家公務員として職務に従事した者)、「◇」は、役員出向者(独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)、「※」は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象法人の退職者)、「*※」は、退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者、該当がない場合は空欄であることを示す。

3 役員退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
理事長						該当者なし	
A理事	3,056	2	5	H21.9.30	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、中期計画の着実な進捗と新たな情勢への対応など業務推進に努めたとされ、基本業績勘案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。	*
監事	2,178	2	0	H22.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績勘案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。	*※

注1: 業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する。

注2: 「摘要」欄は、農林水産省独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記載している。

注3: 「前職」欄の「*」は、退職公務員(常勤の国家公務員として職務に従事した者)、「◇」は、役員出向者(独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)、「※」は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象法人の退職者)、「*※」は、退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者、該当がない場合は空欄であることを示す。

注4: 非常勤役員には退職手当を支給しないこととしているため省略した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の人事評価の結果及び勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給:昇給	勤務成績が適切に反映されるよう職員を初任層と中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに、5段階(A～E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に直近の人事評価結果及び勤務成績等に応じて昇給させる。 さらに、研究職員俸給表の適用者にあつては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、特別な昇給を実施することができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	職員の直近の人事評価結果及び勤務成績に応じ、135/100(特定管理職員にあつては、175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- 平成23年4月1日における43歳未満職員の1号俸上位への号俸調整。
- 特勤勤務手当における特勤事務所の指定基準及び級別区分の見直し。
(人事院規則9-55(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則の制定に準じた規程改正を行った。具体的改正点は次のとおり。)
 - 特勤事務所として南富良野建設事業所を新たに指定(冬期間のみ)
 - 長野増殖保存園について準特勤事務所の指定を解除
- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺区域で業務を行う職員について、特殊勤務手当を支給。
(人事院規則9-129(東日本大震災に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例の制定に準じた規程改正を行った。)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	999	45.1	7,568	5,729	92	1,839
事務・技術	566	44	6,615	4,970	104	1,645
研究職種	418	46.5	8,914	6,801	76	2,113
技術専門職種	14	44.4	5,446	4,101	101	1,345
総括審議役	1	—	—	—	—	—

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技術専門職種」とは、実験林・苗畑維持管理、試験片作成及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職種を示す。

注3: 「総括審議役」とは、業務に係る重要事項の企画立案及び総合調整に関する業務を総括整理する職員を示す。

注4: 総括審議役については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注5: 常勤職員の区分中「医療職種」及び「教育職種」については、該当者がいないため省略した。

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	17	34.3	5,797	4,623	76	1,174
事務・技術	該当者なし					
研究職種	17	34.3	5,797	4,623	76	1,174

注1: 任期付職員の区分中「医療職種」及び「教育職種」については、該当者がいないため省略した。

再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
研究職種						

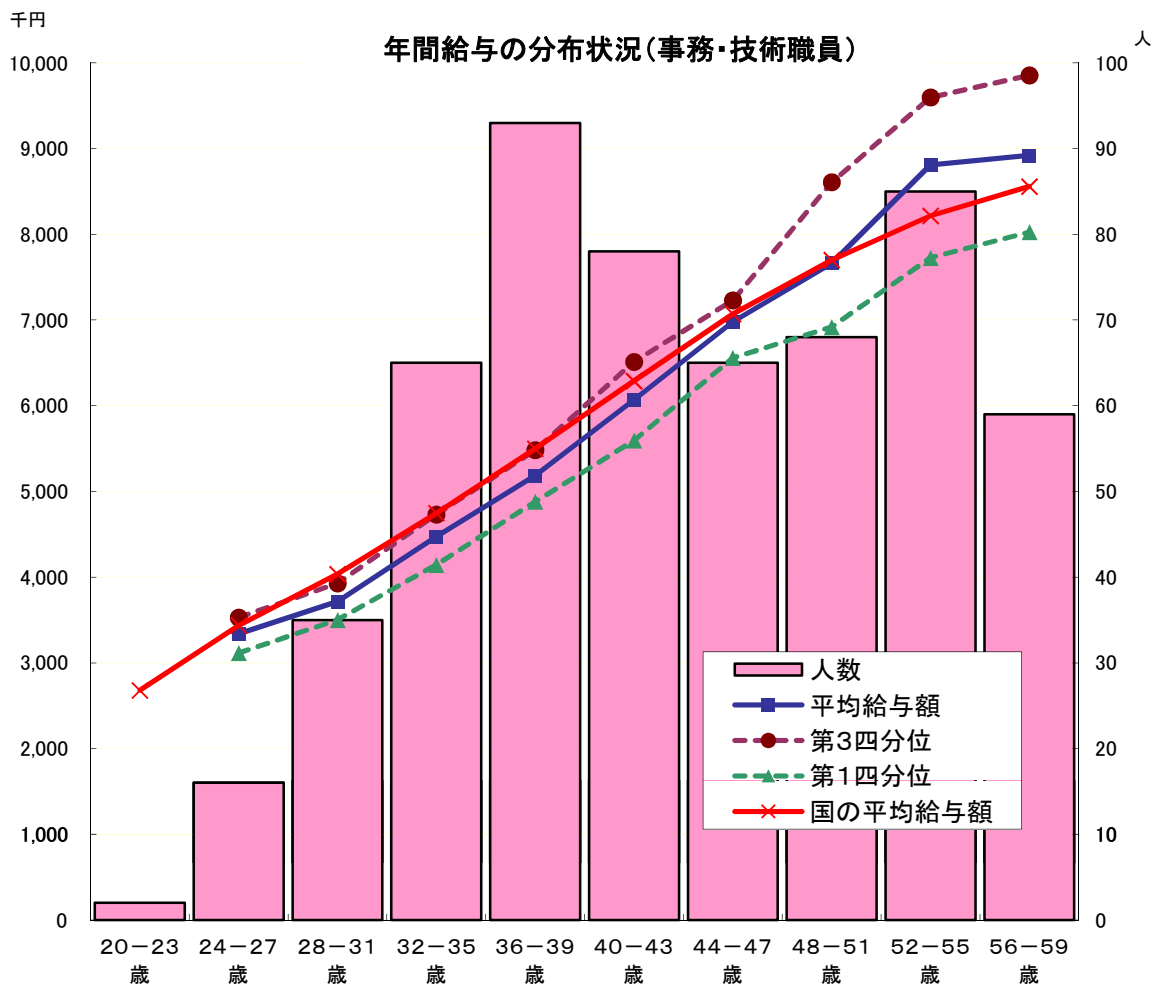
注: 再任用職員の区分中「医療職種」及び「教育職種」については、該当者がいないため省略した。

非常勤職員	22	37.6	5,537	5,537	83	0
事務・技術	該当者なし					
研究職種	該当者なし					
委託費等雇用職員	22	37.6	5,537	5,537	83	0

注1: 「委託費等雇用職員」とは、委託費等から給与を支給している非常勤職員を示す。

注2: 非常勤職員の区分中「医療職種」及び「教育職種」については、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

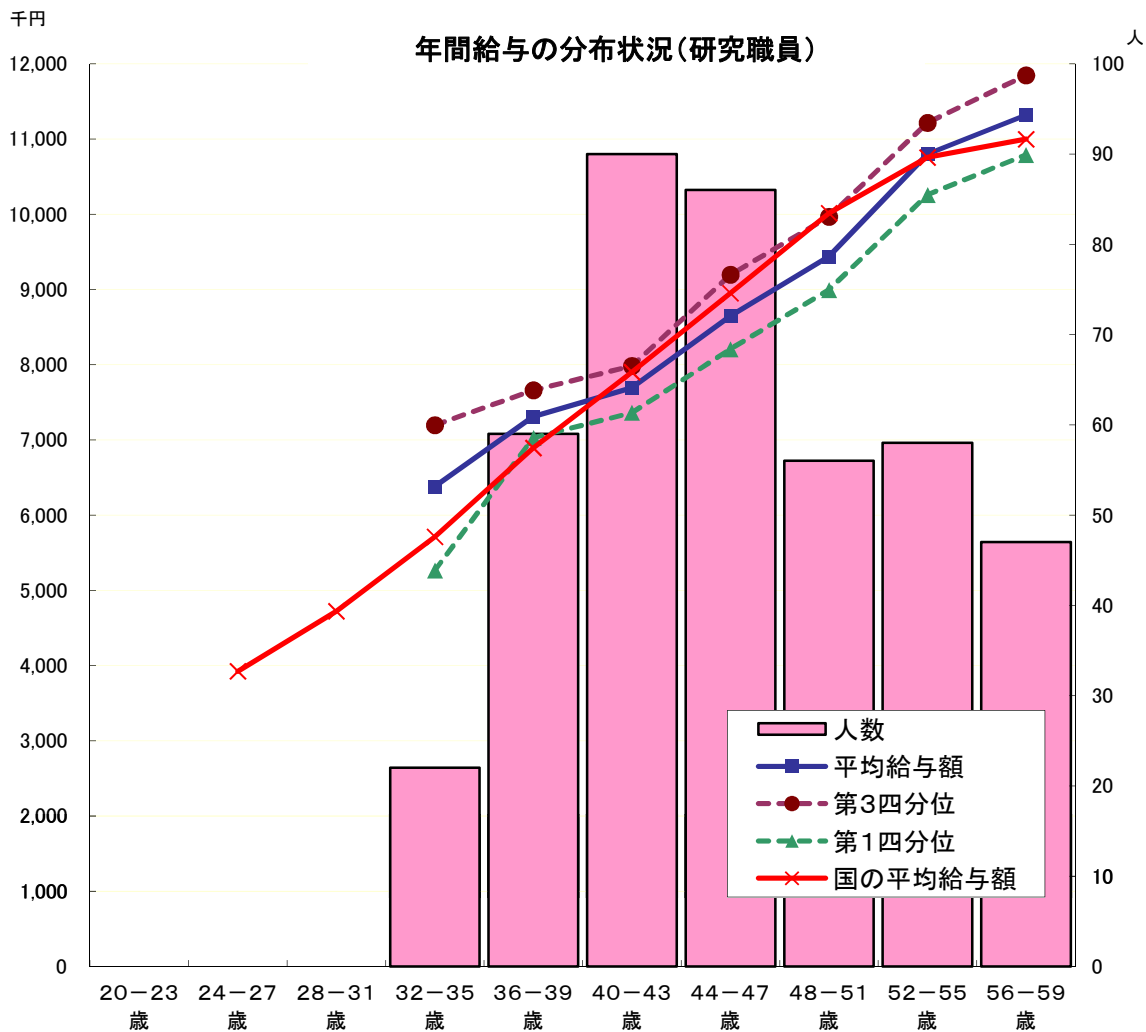


注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 年齢20-23歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれから、年間給与額及び第1四分位・第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
本部部長	7	54.2	10,232	11,302	12,802
本部課長	36	53.6	8,960	9,309	9,604
本部課長補佐	25	48.2	6,864	7,332	7,704
本部係長	91	41.5	5,380	6,084	6,868
本部係員	17	27.7	3,286	3,451	3,552



注1: 年齢20-23歳、年齢24-27歳及び年齢28-31歳の該当者はいない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
本部部長	12	57.9	11,607	11,920	12,107
本部課長	121	51.0	9,160	10,067	10,958
主任研究員	211	42.5	7,247	7,889	8,205
研究員	7	33.8	4,998	5,168	5,262

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係 員			課長補佐・同相当職	
人員 (割合)	566人	15人 (2.7%)	29人 (5.1%)	161人 (28.4%)	163人 (28.8%)	83人 (14.7%)
年齢(最高～最低)		28歳 ～ 22歳	42歳 ～ 27歳	57歳 ～ 30歳	59歳 ～ 37歳	58歳 ～ 41歳
所定内給与年額 (最高～最低)		2,922千円 ～ 2,016千円	3,546千円 ～ 2,357千円	4,841千円 ～ 2,654千円	6,053千円 ～ 3,382千円	7,174千円 ～ 4,606千円
年間給与額(最高～最低)		3,739千円 ～ 2,663千円	4,670千円 ～ 3,114千円	6,389千円 ～ 3,503千円	8,242千円 ～ 4,566千円	9,465千円 ～ 6,287千円

6級	7級	8級	9級	10級
課長・同相当職		部長・同相当職		
77人 (13.6%)	21人 (3.7%)	15人 (2.7%)	2人 (0.4%)	0人 (0%)
59歳 ～ 43歳	59歳 ～ 48歳	59歳 ～ 49歳	—	
7,705千円 ～ 6,154千円	8,368千円 ～ 6,679千円	9,518千円 ～ 7,445千円	—	
9,966千円 ～ 8,202千円	11,153千円 ～ 9,043千円	12,802千円 ～ 10,117千円	—	

注：9級における該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究補助員	研究員	課長・室長・同相当職 ・主任研究員		部長・同相当職	
人員 (割合)	418人	0人 (0%)	7人 (1.7%)	172人 (41.1%)	120人 (28.7%)	119人 (28.5%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)			35歳 ～ 32歳	51歳 ～ 34歳	58歳 ～ 43歳	59歳 ～ 48歳	
所定内給与年額 (最高～最低)			4,418千円 ～ 3,684千円	6,562千円 ～ 4,611千円	7,913千円 ～ 5,587千円	9,489千円 ～ 6,887千円	
年間給与額(最高～最低)			5,700千円 ～ 4,948千円	8,477千円 ～ 6,003千円	10,145千円 ～ 7,330千円	12,599千円 ～ 9,010千円	

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 54.6	% 58	% 56.4
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 45.4	% 42	% 43.6
	最高～最低	% 52.0～33.9	% 49.4～31.4	% 47.5～35.1
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 64.4	% 67	% 65.7
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 33	% 34.3
	最高～最低	% 43.5～31.0	% 40.7～29.1	% 40.1～30.5

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 55.5	% 56.1	% 55.8
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 44.5	% 43.9	% 44.2
	最高～最低	% 45.2～43.7	% 50.0～33.6	% 47.7～39.5
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 65.6	% 65.5	% 65.5
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 34.5	% 34.5
	最高～最低	% 44.7～28.5	% 43.8～28.4	% 43.7～30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他法人

99.6
94.1

(研究職員)

対国家公務員(研究職)
対他法人

99.5
99.2

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 99.6		
	参考	地域勘案	104.1
		学歴勘案	99.1
		地域・学歴勘案	103.7
給与水準の適切性の 検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 62.2% (国からの財政支出額 43,052百万円、支出予算の総額 69,237百万円：平成23年度予算)</p> <p>【検証結果】 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。 当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p>		
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)</p>		

- ・主務大臣の検証結果
国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。

○研究職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 99.5		
	参考	地域勘案	104.4
		学歴勘案	98.8
		地域・学歴勘案	102.8

- ・主務大臣の検証結果
国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年 度)	前年度 (平成22年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平 成23年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	8,872,524	9,323,533	△ 451,009 (△4.8)	— (—)
退職手当支給額 (B)	849,319	1,561,631	△ 712,312 (△45.6)	— (—)
非常勤役職員等給与 (C)	646,198	645,568	630 (0.1)	— (—)
福利厚生費 (D)	1,514,917	1,596,369	△ 81,452 (△5.1)	— (—)
最広義人件費 (A+B+C+D)	11,882,958	13,127,101	△ 1,244,143 (△9.5)	— (—)

総人件費について参考となる事項

- (1) 給与、報酬等支給総額については、対前年度比△4.8%であるが、要因としては事業の縮小等に伴う常勤職員数の減少による減額によるものである。
最広義人件費については、対前年度比△9.5%となったが、上記の要因に加えて、退職手当支給額の減少(対前年度比△45.6%)、非常勤役職員等給与の増加(+0.1%)及び福利厚生費の減少(対前年度比△5.1%)によるものである。
- (2) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況
- ①主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項
「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。
なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除くこととする。
- ア 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
イ 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)
- ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、研究所の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分等を除く。)について6

%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。また、人件費の5%以上の削減を達成した機構から承継した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」(平成20年6月9日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書)に基づき、総人件費改革の対象外とする。

なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除く。

ア 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員

イ 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)

③上記②の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等 支給総額 (千円)	6,272,070	6,203,757	6,224,284	6,096,245	5,917,297	5,706,293	5,632,389
人件費削減 率 (%)		△ 1.1	△ 0.8	△ 2.8	△ 5.7	△ 9.0	△10.2
人件費削減 率(補正值) (%)		△ 1.1	△ 1.5	△ 3.5	△ 4.0	△ 5.8	△ 6.8

注1: 基準年度(平成17年度)及び平成18年度の給与、報酬等支給総額については、統合前の独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人林木育種センターの支出額を合計した。

注2: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%、△0.23%である。

注3: 「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」(平成20年6月9日付け 行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書)に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した独立行政法人緑資源機構の職員を当法人が承継したことにより、当該承継職員に係る人件費は当法人の人件費削減措置の対象外となるため、Ⅲ表の当年度(平成23年度)及び前年度(平成22年度)の「給与・報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額が異なっている。

注4: 競争的資金又は研究開発独立行政法人の受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金又は国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究員のうち、若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象人件費の範囲から除いているため、平成23年度、平成22年度、平成21年度及び平成20年度の「給与、報酬等支給総額」は、当該任期付研究員にかかる人件費を除いた金額を記載した。

・主務大臣の検証結果

平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、6.8%の削減となっており、適正に取り組んでいる。

IV 法人が必要と認める事項

平成24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」に基づく国家公務員の給与見直しを踏まえ、以下のとおり規程改正を行った。

・役員の報酬

①俸給月額引き下げ

平成24年3月分給与から、俸給月額を平均0.5%引き下げ、平成23年4月から平成24年2月までの較差相当分は、平成24年6月期の期末特別手当で調整。

②給与減額支給措置

平成24年4月から平成26年3月まで俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末特別手当を9.77%減額。

・職員の給与

①俸給月額引き下げ

平成24年5月分給与から、俸給月額を平均0.23%引き下げ。平成24年4月の較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整。

②給与減額支給措置

平成24年5月から平成26年3月まで、下記の措置を実施。

- ・俸給月額を職務の級に応じて9.77%、7.77%又は4.77%減額。
- ・俸給の特別調整額(いわゆる管理職手当)を10%減額。
- ・地域手当及び広域異動手当を減額(俸給月額及び俸給の特別調整額の支給減額率に連動)。
- ・期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を9.77%減額。